

伊勢崎市立あずま小学校 いじめ防止基本方針

平成25年6月21日に国会で「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月28日に施行となりました。伊勢崎市においては、この法律の施行を契機に、「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を策定しました。

あずま小学校でも「伊勢崎市いじめ防止基本方針」を踏まえて、ここに「あずま小学校いじめ防止基本方針」を策定し、家庭・地域・関係機関等との連携を深め、いじめ防止に向けた取組を充実させて「いじめは絶対に許さない学校」をつくります。

目指す子ども

勇 気：困った人がいたら、自分のこととして考え、進んで行動する子

思いやり：お互いを大切にする子

協 力：何事にも全員で取り組む子



平成30年4月1日

伊勢崎市立あずま小学校

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

1 いじめに対する基本的な認識

- (1)「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に全教職員が取り組みます。
- (2)いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくることに全教職員が一丸となって取り組みます。
- (3)全教職員は、いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、守り通します。また、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を徹底します。

2 いじめ防止対策の基本理念

- (1)全教職員が子どものために、「安心感」、「自己存在感」、「満足感」をもたせることができる場所や機会を設定し、いじめが起こりにくい土壌をつくります。そして、全ての子どもが目標を持ち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにします。
- (2)いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない、卑怯な行為であることについて、全ての子どもが十分に理解できるように指導します。
- (3)いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、学校、地域、家庭その他の関係機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となります。
- (4)子ども社会の問題は、大人社会の問題の反映であり、いじめの問題もこの例外ではありません。大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共通理解と共通実践が不可欠です。

II いじめ防止に向けた取組

1 いじめ防止等のための校内組織

- (1)「あずま小学校いじめ対策委員会」を中心に、学校を挙げて「いじめ防止」に取り組みます。委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特活主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとします。
- (2)「あずま小学校いじめ対策委員会」には、いじめ担当教諭を置き、校長の指示の下、いじめ防止等の連絡、調整等にあたります。いじめ担当教諭は、生徒指導主任が担当します。
- (3)「あずま小学校いじめ対策委員会」は、毎月開催し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期解消等の対策について組織的対応の展開ができるようにします。

2 いじめの未然防止の取組

- (1)「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤にした授業」「自己決定の場を与える授業」である生徒指導の3つの機能を生かした授業づくりに全教職員が取り組み、子どもが「分かる」「楽しい」授業にします。
- (2)一人一人の子どもが学級に所属感をもてるような掲示を工夫したり、いじめ防止ポスターや、いじめ防止標語等を学級で作成したりして、全教職員がいじめ防止に向けた環境作りに取り組みます。
- (3)常にお互いを大切にする指導を授業や、給食、清掃、休み時間等、子どもが学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりに全教職員が取り組みます。
- (4)規範意識、友情、思いやり、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について児童がじっくりと考えを深められる道徳の時間にします。
- (5)学級活動で、いじめを題材として取上げ、いじめ未然防止の解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践します。
- (6)ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、児童運営委員会が中心となり、自校のいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を推進します。また、児童運営委員会が中心となって、いじめアンケートの作成・集約・課題の把握・課題の解決のための方策等を行い、子どもがいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるようにします。

- (7)全教職員は、日頃から子どもの学校生活の様子に目を配り、よい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉かけをします。また、悩みや不安を抱えている子どもには、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援をしていきます。
- (8)保護者や地域の方がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、全教職員は、保護者や地域の方に積極的にあいさつを行うと共に、些細なことでも子どもの様子で気になることがあった場合は、学校に連絡をするよう学校だよりや懇談会等で依頼をします。
- (9)学校は、教育委員会や警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図ります。

3 いじめの早期発見

- (1)全教職員は、連絡帳等で家庭とのつながりを深めるとともに、休み時間、放課後等の接する機会に、子どもの気になる様子に目を配ります。
- (2)全教職員が様々な教育活動を通して子どもとかわるくかわるにより、いじめの発見の機会を多くします。
- (3)悩み事を含めた「いじめに関するアンケート調査（なかよしアンケート）」を毎月計画的に実施し、その結果等を全教職員が共有する場を設定します。
- (4)学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望するときには面談ができる体制を整えます。また、面談方法や面接結果について、スクールカウンセラーから専門的な立場からの助言を得ます。
- (5)学級内の子ども同士の間人間関係を客観的に把握し、指導に活かします。
- (6)いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けていきます。

4 いじめの早期解消

(1) 組織的対応の展開

- ・いじめ対策委員会の設置・・
- ・いじめの情報（気になる情報キャッチ）
- ・対応方針の決定・役割分担
- ・事実の究明と支援・指導
- ・いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(2) 保護者との連携

- ・いじめられている児童の保護者との連携
- ・いじている児童の保護者との連携
- ・保護者との日常的な連携

(3) 関係機関との連携

Ⅲ 取組みの評価・検証

いじめ防止基本方針に基づく、いじめに関する防止、早期発見、措置などの各取組みの実施にあたっては、いじめ防止推進委員会において、年度毎に具体的な年間計画を作成し実施します。その作成等にあたって、学校評議員やPTA役員、地域住民などの意見を聴きます。また、いじめ防止基本方針の策定や見直し、定めたいじめ防止の取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組みについては、学校評価を用いてPDCAサイクルで検証をします。その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告します。